

我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ議事規則

平成 19 年 1 月 30 日

金融審議会

金融分科会

我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ

（会議の招集）

第 1 条 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ（以下「スタディグループ」という。）の会議は座長が招集する。

（議長）

第 2 条 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（意見の聴取）

第 3 条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第 4 条 座長は、スタディグループに諮った上で、スタディグループの会議を公開することができる。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、座長が定める。

（議事録の作成及び公表）

第 5 条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、座長が定める。

（スタディグループへの会長等の出席）

第 6 条 審議会会長、分科会長、部会長及びスタディグループのメンバーでない分科会の委員は、随時スタディグループに出席し、意見を述べることができる。

（その他）

第 7 条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、座長が定める。